

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書

令和2年 月 日

茨城県知事 殿

住 所 〒

(フリガナ)

個人事業主の場合：氏名

法人の場合：法人名

代表者名

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 以下の内容に相違ありません。また、3の「宣誓項目」の内容に宣誓します。

1 申請の概要等

(事業所1)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
業種 ※要綱の別表から選択	

(事業所2)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
業種 ※要綱の別表から選択	

申請額	いずれか一つに□を付してください。 <input type="checkbox"/> 30,000円 (県内の事業所が1か所) <input type="checkbox"/> 60,000円 (県内の事業所が2か所以上)
電話番号※	

※常時連絡が取れる電話番号を記載してください。

2 添付書類（すべて必須。添付したものに☑してください。）

- 事業活動・事業内容を証する書面*
- 感染防止対策宣誓書の写し
- 本人確認の書面（運転免許証、パスポート又は保険証など）
- 協力金の振込先の通帳等の写し

3 宣誓項目（すべて必須。確認の上、☑してください）

- 支給要綱第2条に掲げる以下の支給対象者の要件を満たす者であること。
- ・条例でいばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者であって、現に「いばらきアマビエちゃん」に登録していること。
 - ・店舗、事業所、施設等を管理する法人又は個人事業主であること
 - ・県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること
 - ・茨城県内に事業所を有する者であること
- (大規模イベントを行う者の場合)
- ・令和3年3月31日までに、いばらきアマビエちゃんの登録が義務付けられているイベントを開催する者であること
- 支給要綱第3条に掲げる以下の不支給要件に該当しないこと。
- ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者
 - ・代表者又は役員のうちに茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等
 - ・地方公共団体
 - ・大企業者でないこと
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。

4 協力金振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目(※)	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
フリガナ					
口座名義(※)					

※ 種目は、普通の方は「1」、当座の方は「2」を記載してください。

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

* 「事業活動・事業内容を証する書面」は次のいずれかを添付してください。

法人の場合	個人事業主の場合
<ul style="list-style-type: none">・県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し・開業届の写し・食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し・法人の登記事項証明書・茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書	<ul style="list-style-type: none">・税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し・開業届の写し・食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し・その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真）・茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書